



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部施設計画課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 平成二十年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
- 告 示 (選)
- 政治団体の届出……………二
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………八
- 告 示 (公)
- 技能検定員審査の実施……………八
- 教習指導員審査の実施……………九
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について公開の聴聞……………一〇

公 告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二〇
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………(環境局都市地球環境部環境影響評価課)……………二二

告 示

●東京都告示第千十七号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき八王子都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 平成二十年七月二十八日  
 東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第六・五・三号戸吹公園
- 三 事業施行期間 平成二十年七月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 八王子市戸吹町地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

平 山 博

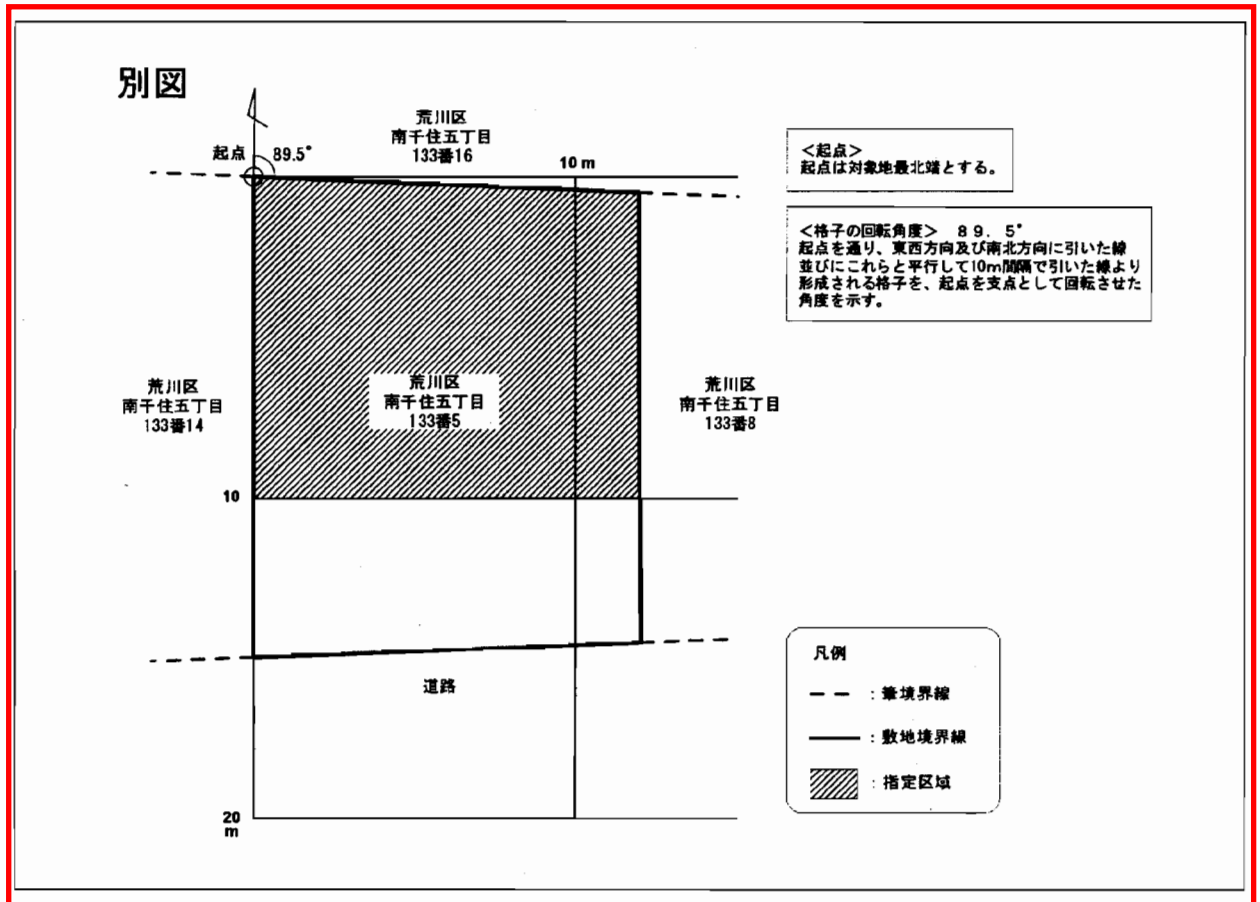
指定番号及び指定年月の位置  
 指定する道路の幅員及び延長(単位メートル)  
 申請者氏名

二十多建開 狛江市中和泉 幅員 株式会社あさ  
 二道第十二 五丁目四百一 四・〇〇 ひホーム  
 号 番七及び同番 延長 代表取締役  
 平成二十年 十の各一部 二七・二二 藤田利佐夫  
 七月十日

●東京都告示第千十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。  
 平成二十年七月二十八日  
 東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 指定する区域 別図のとおり(荒川区南千住五丁目百三十三番五の一部)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シスナー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン



●東京都告示第千二十号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定める。

平成二十年七月二十八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十年八月一日から同月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二十七隻

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定により、その例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十年七月二十八日

東京都選挙管理委員会